○国土交通省告示第千八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年九月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　徳島県阿南市下大野町渡り上り、上中町南島並びに羽ノ浦町岩脇原平、宮ノ下、阿千田及び猪ノ谷地内

徳島県小松島市立江町字野神、字中ノ坪及び字中山、櫛渕町字油免、字久ヶ谷及び字小松、田野町字奥角、字鳥居本、字谷奥及び字恩山寺谷、新居見町字大谷、字東山下、字猿額、字山路、字高内、字柳内及び字西川、田浦町字岩金、字子安及び字妙蓮並びに前原町字小川、字福徳、字開、字泉川、字茶園、字西、字弁財天、字元村、字中川原及び字東地内

２　使用の部分　徳島県阿南市下大野町渡り上り、上中町南島、羽ノ浦町岩脇原平、宮ノ下、阿千田及び猪ノ谷並びに羽ノ浦町古毛細谷地内

徳島県小松島市立江町字南山、字野神、字中ノ坪及び字中山、櫛渕町字油免、字久ヶ谷、字小松及び字東谷、田野町字溝ノ木、字奥角、字鳥居本、字宮ノ下、字谷奥及び字恩山寺谷、芝生町字花谷及び字萱久保、新居見町字大谷、字東山下、字猿額、字山路、字高内、字柳内及び字西川、田浦町字岩金、字子安及び字妙蓮並びに前原町字小川、字福徳、字開、字泉川、字茶園、字弁財天及び字中川原地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県阿南市下大野町渡り上り地内の阿南インターチェンジ（仮称）から徳島市北沖洲四丁目地内の徳島東インターチェンジ（仮称）までの延長17.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線（以下「本路線」という。）は、阿南市を起点とし、徳島市、高松市、四国中央市、高知市等を経由して四万十市に至る延長約312kmの路線である。

本路線が通過する阿南市及び小松島市（以下「本件地域」という。）において製造される白色ＬＥＤについては世界シェア第１位（平成25年）となっており、さらに、生しいたけや洋ランの切花の主要な産地として農業も盛んである。これらの工業製品や農産品は、本件区間とおおむね並行し、本件地域における物流等を担う主要幹線道路である一般国道55号（以下「現道」という。）を経由して、陸上輸送により関西方面等へ多く出荷されている。

しかしながら現道は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、本件地域の市街地を通過することなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、一部区間において交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は小松島市立江町字大田ノ浦地内で43,158台／日であり、混雑度は1.55となっている。

本件事業の完成により、本件区間に新たな道路が整備され、当該道路が既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道四国縦貫自動車道、神戸淡路鳴門自動車道等と連絡することで、本件地域と徳島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である徳島県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、小松島インターチェンジ（仮称）から徳島東インターチェンジ（仮称）までの区間については平成６年10月に、阿南インターチェンジ（仮称）から小松島インターチェンジ（仮称）までの区間については平成８年12月に、それぞれ大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年３月に、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質、振動等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるマガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているヒメウ、ニホンウナギ、ルイスハンミョウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、ハマウツボ、ナツエビネ等、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が14箇所存在するが、このうち５箇所については既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る９箇所についても徳島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。